

# ○美幌・津別広域事務組合会計管理者の補助組織設置規則

〔平成19年3月30日〕  
規 則 第 5 号

(補助組織の設置)

第1条 会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、出納審査室(以下「室」という。)を置く。

(室長等の設置)

第2条 室に室長及び主査を置く。

(分掌事務)

第3条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 現金の出納及び保管を行うこと。
- (2) 有価証券の出納及び保管を行うこと。
- (3) 物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)を行うこと。
- (4) 財産の記録管理を行うこと。
- (5) 支出負担行為及び支出命令に関する審査を行うこと。
- (6) 出納検査に関すること。
- (7) 決算の調製に関すること。
- (8) その他会計事務に関すること。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(美幌・津別広域事務組合収入役補助組織設置規則の廃止)

2 美幌・津別広域事務組合収入役補助組織設置規則(昭和47年規則第12号)は、廃止する。